
今月のテーマ 個人のゴルフ会員権の譲渡損の改正その他

平成26年の税制改正大綱により、平成26年4月1日以降の個人のゴルフ会員権等の売却損について損益通算ができなくなる方向で改正されることになりそうです。したがって、持っているゴルフ会員権に含み損がある方は今のうちに売却することを検討した方がよいでしょう。なお、執筆時点においては、法律としてまだ成立していませんので、その旨ご了承ください。

1. ゴルフ会員権の譲渡損についての改正

(1) 改正内容

平成26年4月1日以降、ゴルフ会員権等は生活に通常必要でない資産に該当することになり、売却して損が生じた場合には、他の所得との損益通算ができないこととなります。また雑損控除の対象にも該当しなくなります。

(2) 生活に通常必要でない資産の意義

生活に通常必要でない資産とは次のものをいいます。

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産(例えば、別荘など)
- ③ 生活の用に供する動産で、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等

(3) ゴルフ会員権の譲渡所得の計算

ゴルフ会員権の譲渡は譲渡所得とされ、他の所得と合算されます。

所有期間	譲渡所得の金額
短期(5年以下)	譲渡収入－取得費－譲渡費用－特別控除50万円
長期(5年超)	(譲渡収入－取得費－譲渡費用－特別控除50万円)×1/2

(4) 改正後の影響

例) 給与収入が600万円、ゴルフ会員権の譲渡所得▲200万円、所得控除100万円と仮定した場合

	改正前	改正後
給与収入	6,000,000円	6,000,000円
給与所得	4,260,000円	4,260,000円
譲渡所得	▲2,000,000円	▲2,000,000円
合計所得金額	2,260,000円	4,260,000円
所得控除	1,000,000円	1,000,000円
課税所得	1,260,000円	3,260,000円
所得税	64,323円	233,298円
住民税	126,000円	326,000円
税金合計	190,323円	559,298円

2. その他

(1) クロス取引

所有しているゴルフ会員権が含み損を抱えている場合には、平成26年3月31日までに一旦売却して、買い戻すクロス取引を行うことにより、含み損を実現させ、そしてプレーし続けることが可能です。しかし、買い戻す際に改めて入金金・名義変更料等を支払う必要がありますし、また新たに加入の条件が厳しくなる可能性もありますので十分注意が必要です。

(2) 民事再生・倒産等した場合の損失

ゴルフ場が民事再生・倒産等した場合に、プレーはそのまま可能であるが、預託金について切り捨てがあったときは、その預託金の切り捨てによる損失は、家事上の損失とされ、所得税・住民税の計算上何の考慮もされません。

なお、民事再生・倒産等によりプレー権が消滅したゴルフ会員権を売却した場合には、預託金返還請求権という金銭債権を売却したということになり、譲渡所得ではなく雑所得に該当することとなります。雑所得で赤字が生じた場合には、損益通算ができませんので注意が必要です。